

市川市情報セキュリティ基本方針

情報通信技術の発展により、コンピュータネットワークを用いたサービスは、広く行政分野でも活用されているところです。しかしながら、個人情報の漏えい、不正アクセス、情報の改ざん・破壊、コンピュータウィルスの感染等、情報資産に対する脅威は高まる一方であり、適正な情報管理が求められています。

このため市川市では、市民の個人情報や日常の行政事務を支える情報システムが管理する情報など、市が保有する情報資産をこれらの脅威から保護し、以って市民の信頼を得られる行政運営を続けていくために、情報セキュリティに対して以下のとおり取り組みます。

1. 情報セキュリティポリシーについて

「市川市情報セキュリティポリシー」に情報セキュリティマネジメントシステム(以下、ISMSという。)を導入し、本市の情報セキュリティ対策の根幹をなすものとして、「市川市情報セキュリティ基本方針」並びに、情報セキュリティ基準としての「ISMS マニュアル」及び「管理策運用マニュアル」を策定し、運用します。

2. 対象範囲

「市川市情報セキュリティポリシー」は、本市が保有する全ての情報資産並びにこれらの情報資産に接する全ての職員、常勤の臨時職員、非常勤職員(以下「職員等」という。)及び本市との契約により操作等を認められた事業者(以下「委託事業者」という。)に適用します。

3. 情報セキュリティに取り組む体制

本市の最高情報統括責任者としての市長のリーダーシップと誓約に従い、組織の役割に対して、責任と権限を割り当て、ISMS に基づく情報セキュリティに取り組む体制を確立し、情報セキュリティ目的を達成するための計画を実施します。

4. 情報資産のリスクアセスメント、リスク対応計画と運用

本市が保有する情報資産は、リスクマネジメントにより評価を行い、リスク対応計画と管理策を策定、運用し、情報セキュリティ対策を実施することで、適切な管理を行います。

5. 職員等の義務と職員への教育

職員等及び委託事業者には情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の取り扱いに当たっては「市川市情報セキュリティポリシー」を遵守させます。また、職員等には適切に業務を遂行するための情報セキュリティ教育を継続的に実施します。

6. 監査、評価、見直し

情報セキュリティの維持、強化のために、情報セキュリティのリスク対応計画と管理策の実施状況を監視、測定、評価し、継続的に見直し、改善を実施します。

7. セキュリティ違反への対応

「市川市情報セキュリティポリシー」に違反する行為には厳正に対処します。

平成29年12月25日

市川市長